

序章：この計画について

1. 計画策定の背景と位置づけ

① わが国の少子化対策と本計画の位置づけ

深刻な社会問題となっている少子化は、その主な要因である晩婚化・未婚化の進行に加えて、「結婚した夫婦の出生力そのものの低下」という現象が指摘され、今後も一層進行することが予想されています。

急速な少子化の進行は、わが国の社会経済全体や国民生活に多大かつ深刻な影響をもたらすことから、2002（平成14）年、国では「少子化対策プラスワン」を策定し、従来の保育に関する施策を中心とした子育てと仕事の両立支援に関する取り組みに「男性を含めた働き方の見直し」「地域における子育て支援」「社会保障における次世代支援」「子どもの社会性の向上や自立の促進」を加えて、政府・地方自治体・企業等が一体となって総合的・計画的に対策を推進することとしました。

さらに、これを具体化するため、「次世代育成支援対策推進法」が2003（平成15）年7月に制定され、市町村及び都道府県並びに事業主が「次世代育成支援対策推進のための行動計画（以下「行動計画」という）」を策定することになりました。地方公共団体には、この行動計画を「総合性」「具体性」「計画策定プロセスの透明性」を確保しつつ、「地域の子育て機能の再生」等のための具体的な取り組み方策を盛り込んで、2004（平成16）年度末までに行動計画を策定することが義務づけられました。

② 福知山市の行動計画策定の取り組み

福知山市では、従来、子育て支援として多様な保育サービスの提供や保育施設の整備など子どもが健やかに成長できる環境づくりに取り組んできていますが、今般、その成果を踏まえて本計画を策定することとしました。

計画内容の検討にあっては、学識経験者及び関係各機関代表者、公募による市民委員からなる「福知山市次世代育成懇話会」を設置して、「子どもの権利の最大限の尊重」をテーマに議論を重ねました。同懇話会は、さらに3つの部会に分かれ、グループワークの手法も活用しながら熱心な意見交換を行うとともに、市内関連施設等に出向いてフィールドワークやヒアリング調査にも取り組みました。また、福知山市役所関係各部・課の担当職員からなる次世代育成支援対策検討委員会により、同懇話会の運営と計画内容の実務的な検討も行いました。なお、国の示す特定14事業については、本計画の重点施策として数値で目標を設定しています。

③ 計画の対象と計画期間

対象は、児童福祉法に規定する概ね 18 歳未満のすべての子どもと、その家庭及びこれらを取り巻く地域、行政、事業者などすべての者とします。

計画期間は、2005（平成 17）年度から 2009（平成 21）年度までとし、「次世代育成支援対策推進法」に基づいて 2009（平成 21）年度までに必要な見直しを行った上で、2010（平成 22）年度から 2014（平成 26）年度までを期間とする後期計画を策定します。